

債務負担行為等に係る契約の特約（業務委託）

（目的）

第1条 本特約は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約についての前金払及び部分払の方法等について定める。

（債務負担行為等に係る契約の特則）

第2条 本契約において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度	出来高予定額の7割
令和9年度	残 額

2 各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和8年度	請負代金額の37%相当額
令和9年度	残 額

3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為等に係る契約の前払金の特則）

第3条 本契約に係る前払金について、委託者は、契約書記載の金額以内で各年度に次の金額以内で支払う。

令和8年度	各会計年度の出来高予定額の30%相当額
令和9年度	

2 本契約において、焼津市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款第34条第1項を除く第34条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期前に前払金の支払を請求することができない。

3 本契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読み替え後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

4 前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高

予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、約款第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約解除に伴う措置の特則)

第 4 条 本契約の解除に伴う措置については、約款第 46 条第 1 項及び第 2 項中「第 34 条」とあるのは、「第 34 条（債務負担行為等に係る契約の特約（業務委託）第 3 条において準用する場合も含む。）」と読み替えて、これらの規定を準用する。